

令和2年12月1日

恵那市内小・中学校 保護者 様

恵那市教育委員会 教育長

タブレット端末の貸与について

恵那市では、小・中学校のすべての児童生徒に一人一台タブレット端末を貸与する事業を進めています。これは、個に応じた学習指導の一層の充実や非常時のオンライン授業を可能とすることを目的とした、国のGIGAスクール構想に沿った事業です。

11月から順次貸与を進め、今年中には恵那市内小・中学校のすべての児童生徒に貸与を完了する予定です。貸与にかかわって、保護者の皆様には以下の点についてご理解とご対応をお願いいたします。

1 目的

タブレット端末を使用した学習を取り入れることで、児童生徒の個別の能力に合わせた学習ができ、子どもたち一人一人の資質能力を最大限に生かします。タブレット端末は、学習のみに使用することとします。

2 故障等への対応について

(1) 連絡先

故障・破損等の際は必ず学校へご連絡ください。修理等は、恵那市教育委員会を通じて行い、再設定します。

(2) 修理・交換が必要な場合

学校の教育活動で破損した場合には、原則、市費で修理・交換しますが、場合によっては、保護者の負担をお願いしなければならないこともあります。

(3) 保険

保護者の負担に備えて、保険への加入をおすすめします。保険への加入はあくまでも任意ですが、「岐阜県PTA24」等の保険には、貸与物等についての補償もありますので、詳しくはHP等でご確認ください。また、現在加入している保険があるご家庭は、補償内容について保険会社に確認されることをおすすめします。

なお、故意による破損については、保険が適用されませんのでご承知おきください。

3 その他

当面は、学校の学習活動のみで使用します。家庭への持ち帰りにつきましては、児童・生徒が学校で端末の使用に慣れてから実施します。

本紙の内容についてのお問い合わせは、以下までお願いいたします。

問い合わせ：恵那市教育委員会 学校教育課 電話 0573-26-2111